

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人明和会が開設する、伊崎脳神経外科・内科が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ることを方針とする。

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた、通院が困難な要介護者（介護予防にあつては要支援者）とする。

訪問リハビリの実施にあたっては、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、利用者が自宅で安心かつ快適に暮らせるよう、それぞれの立場で協力することを誓う。

また本事業は、社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬をもって接するように努める。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人明和会 伊崎脳神経外科・内科
- 2 所在地 長崎県大村市東本町168

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1	0	病院と兼務
理学療法士	同	3	0	病院と兼務
作業療法士	同	0	1	病院と兼務
言語聴覚士	同	0	1	病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日から金曜日(但し、事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある。)

但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日、8月13日から8月15日までを除く。

- 2 営業時間 午前9時00分～午後04時30分
- 3 連絡時間 午前08時30分～午後05時30分(連絡先は契約書に記載)

(事業の内容)

第6条

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあつては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防

訪問リハビリテーション)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大村市内とする。但し事業所から半径5km以上の距離にかかる訪問先の場合は契約時に同意の上、別途交通費を徴収する。

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分(片道の距離)	交通費(消費税込)
5km未満	0円
5.0km以上8.0km未満	600円
8.0km以上10km未満	800円
以下1km増すごとに100円を加算	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得ることとする。
- 4 別途リハビリテーションを行うにあたって、必要な諸経費は事前に費用について説明を行い利用者の同意を得ることとする。
- 5 訪問リハビリテーションの予定を当日急遽キャンセルした場合、やむをえない事情を除きキャンセル料金を請求することができる。料金については契約書に記載し、利用者の同意を得た上で請求できるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条

この事業の提供を行っているときに利用者に事故、及び病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。また大村市、当該利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第10条

- 1 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する訪問リハビリの提供に関する記録（日々の記録、評価結果、サービス提供票、診療情報提供書等）を整備し、その完結の日から5年間保持する。

(損害賠償)

第11条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき責任ある事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密保持)

第12条

- 1 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさない。
- 2 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないように必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関などに利用者に関する心身などの情報を提供できるものとする。
- 4 利用者に関わる他の居宅支援事業者等と連携を図るなど、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族などの個人情報を用いることができるものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

改訂：平成30年11月 1日